り

来より頂いているが、その中で頑張っ 組合 職員に対する感謝の弁は昨年

ている職員に対して一時金削減はな

働き方改革が叫ばれている中、

賃金に関わる要求

進んでいない現状では金銭的なもの

で納めるしかない。

長時間残業や過重労働などの改善が

務部長交渉を行いました。 組合では、 部長交渉を行いました。年の瀬の交渉概要です。(火)に職員課長交渉を行い、12月27日(月)に総組合では、11秋季年末要求回答を受け、昨年12月7 2 0 2 2 年 1月6日(木) 第3551号

青木 賀 編集責任者 榊 義明 fax (436) 3091 Eメール ocn. ne. jp || について」で

Tel 047 (436) 3093 f-kumiai@alpha.

組合 ら「保育士の 士に関して は内閣府か ただきたい。

船橋市役所 職員労働組合 発行責任者

賃金引上げ

上乗せするとある。 人部分を補填し、 3%の賃上げ分を

を盛り込んだ。

補助額は人勧マイナ

の処遇改善

(9十円)

3%相当

らない問題。自発的につけないのは

事故には様々な事情がある、ヒュー 極的に参加しようという中での過失 ランティアや地域の活動について積

部長 エッセンシャルワーカーの処 用職員を含めてなのかなど、国の具 遇改善の話は出ていた。会計年度任 体が示されておらず待ちの状態。

員は皆大変だったという判断もある。 変だったからという事ならば、 エッセンシャルワーカーが大

ベコロナに対する緊張感の維持が高

職員は頑張っている。

元気回復

保健所を有する船橋市は他市と比

賃勤務時間及び休暇に関わる要求

なければ人を増やすしかない。 進めるには業務を減らすこと、 働き方改革で労働時間短縮を

組合 他県の公立病院でも期末手当

の削減案は出たが、これまでの職員

の頑張りに応え特別手当を出した事

も得られている。

か。コロナ対応で職員への市民理解 金(仮称)があっても良いのではない

滞在時間が とい 残業

部長 頑張りに対する気持ちがない

ない、 ・つけさせ うのは大問 をつけない い
が 全て残業だ とはいわな 何故徹底

できないの

のではない。均衡の原則と情勢適用 て公務員の給与は頑張りに対するも

の原則に基づき人勧を反映している。

時金で下げて別の形で上げるの

現状で理解してい

えている。

要求は理解できるが、手当につい

民の命を守ることに貢献できたと考 口ナ関連情報が早く入る。これは市 務が繁忙になっている面はあるがコ わけではない。保健所があるので業

対応したい。 のもひとつ。 □も総務部門・保健室に加え第三者 **機関を設置した。組合に相談に行い** 総務省のハラスメントマニュ パンフなどで周知し、 事実を客観的に把握

る、コロナの影響もあるが係長まで 進んでいる。必要に応じ面接や研修 が一番の防止策であると。 の進め方なども検討している。 アルでは、研修による教育というの 管理職から順に行ってきてい

率が低いとは思っていない。 期があるのは承知しているが、 業務の繁閑があり休暇が取れない時 て配置されるべきだと考えている。 サービス残業は根絶しなければな 限られた人数で業務量に応じ

その他の要求

組合 失職特例の範囲について、

そうならないようにしていきたい。

保育

業務のために拘束されている時間は する意識改革も必要である。 常に発信をし続けている、 あってはならないこと。 時間外と考えている。 ないのかが分かりづらい。 所属長の ていないというが、全職員に対して 指導するように繰り返し伝えている。 マネジメントの中で必ずつけるよう 伝え方は工夫していきたい。 つけないで残業することに対 徹底が出来 何故つけ

例を設けていない。 近郊でも設けて

地公法に則っており、県は特 不幸な事故は確かにあるが、 市にとっても大きな損失ではないか。

職することは厳しすぎる結果であり、 マンエラーなどがその例。一律に失

ハラスメントに関わる要求

願いたい。現在、人事院の指針を基 伺ったが、被害者を第一にして対応 としての姿勢を示す事でハラスメン 討やハラッサーの対応が難しい事を にしているということであるが、 根絶を求めたい。 課長交渉では、研修内容の検

点で即必要とは考えていない。 が一般的であるとは捉えていない。 いるところがあるのは承知している 注視をしていく必要はあるが現時

会計年度任用職員に関わる要求

えてきた。当初設定した正規職員と 見ていきたい。 も影響することであり時間を掛けて 部長 研究している。処遇部分に関 見るべきでは。県では実施している。 の「比率」という考え方で削減月数を して均衡と情勢を見ている。今後に 制度が2年目となり課題が見

続での取得が出来ない。 選択が職場実態に合っていない、 **分職場実態に合っていない、連病気休暇は、3日又は5日の**

の病気休暇は無く上回っている。 めるために出来た制度。 4日目から支給され、その3日を埋 連続の理由は、 傷病手当金が 国では有給

中から変わってきている。 のは理解できる。制度も積み重ねの 年度初めから使うのは取りにくい

副市長父渉を求め終了

な行為であれば対応は厳しくなる

ハラスメントを繰り返す・明らか





ジェンダーとは?

まずSDGs「(エスディー 会へ」と題した講演をご紹介 による「ジェンダー平等の社

は何か。 平等があります。最近よく しています。この17のゴー17のことで、19カ国が参加 た2030年までに達成を が国連が2015年に定め ジーズ)」という言葉です 耳にする「ジェンダー」と ルの内の一つにジェンダー 決めた持続可能な開発目標 ギャップ指数では、 します。 差を数値化したジェンダー 等を意味し、各国の男女格 的な性別 (役割分担)

た関東甲越ブロック書記労学 昨年12月10日に開催され

こせずでらくなこなります15か国中2位(2021年) と世界でも下位になります。

(2) 日本での差別の歴史

女性議員は1割しかいませ 顕著で、法律を作る国会も ち遅れている日本では、経 社会的な性別の平等が立 政治分野での不平等が

ます。 世界でも特殊な存在といえ 国はほとんどなく、日本は ていない人は7割にのぼり 日本で男女が平等と思っ 夫婦別姓ができない

の商品としてみなされるこ の半数に満たなかった。性 てもこれが家父長制度とし なれなかった。明治になっ とが多く、武家の当主には 江戸時代では女性は全体

て受け継がれ、戸籍制度に 財産分与、参政権、相続権 つながっていきました。 明治憲法下では女性には

習会での弁護士の髙橋由美氏

が残っています。 て明治の家父長制的なもの 現代でも世帯主制度とし

(1)ジェンダー平等とは

ジェンダー平等とは社会

) の 平

月の最高裁判決は夫婦同姓 を強制することは違反するも のではないとの判断を示し については、2021年6 また戸籍法上の男女別姓

日本は

解が進んでいない状況です。 憲と判断したのは4人と理 人中女性はたった2人、違 ちなみに最高裁判事は15

ダー平等働く場でのジェン

では進学においても差別がは54か国中94位です。男女 あります。 (1) 学業・雇用段階で ジェンダー教育について

示しましたが、 に比べて女性は30~40点多 設けられている関係で、男性 合格点では定員が男女別に くとらないと合格しません (昨年度の入試では男女別に たとえば昨年撤廃の方針は 都立高校の

格点に差が生

は認められませんでした。 る」と理解に苦しむ答弁を な男子にゲタをはかせてい たということです)

(2) 賃金

パートタイマーと多く、男 後も平均賃金が低いので年 価な労働力として使われて 性の2倍で、賃金の低い安 いる実態があります。退職 はOECD37加盟国中最下 金額も低い実態があります。 日本の女性管理職の割合 働く女性の半分は女性

(3) 退職後

年金受給額が日本の実態で 万円程度、生活保護以下の の年金支給額は平均6~7 は死ぬまで続きます。女性 教育のジェンダー不平等

いる影響で合

人の不合格の じ、およそ80 定員が分かれて ₫

うちおよそ70人は女子生徒だっ -女子はまじめだから不利 この差について関係者は

秀」というのがあるが、長 時間働けるひとが優秀とい るのは「長く働けるから優 受け取れるのではないでしょ 庭を顧みない人が優秀とも しています。この高校、大 での差別にも繋がっている。 学における進学差別が就職 つことは、言い換えれば家 企業が男子を多く採用す えています。

こういったことで家庭で子 供はジェンダー不平等を学 子だからとか、子供が病気 の時どちらが休むかとか、 選ぶとき男の子だから女の ても、夫に協力してもらっ ている感はありませんか。

等の遅れ本のジェンダー平世界でも異常な日

替えたり、 も色で区別したり、「~さ ん」「~くん」と呼び方を 幼稚園などに入ってから 名簿が男の子が

親の方とか、教師は女性が とか、書類の保護者欄は男 PTAの会長はなぜか男性 先とか、

学校に上がっても

供へジェンダー不平等を教 えてみることも必要です。 使っているが、これが一般 る不平等が必要で、 ず学んでいます。女性を安 常識となっていることも考 内」、夫は「主人」と普通 価で使うには地位を低くす いる」こんな会話一つが子 ンダー不平等をしらずしら 「だれに食わせてもらって 男らしさ・女らしさ」 日本の子供は家庭でジェ 妻は「奥さん」、「家 家庭で

ません。

すが、遅れている感は否め

参画社会に取り組んでいま行政は約20年前から男女

受け継がれていきます。

この調子は社会に出ても

も学んできました。

も当たり前のように学校で

術科は男性と、良くも悪く 少なく、家庭科は女性、技

んでいきます。 子供の洋服やおもちゃを 夫が子育てに協力してい

要です。 ダー問題も毎日の努力が必 ダーの問題から出ています。 義務づけています。ジェン の努力で憲法を守ることを 日本国憲法は国民の不断 LGBTの問題はジェン

事です。裁判官、議員など り、根深い問題なので、 心の隅々まで染みついてお できることから意識してみま 制を導入し、むりやり半々 を欧米のようにクオーター よいのではないでしょうか。 にするなど形から入っても ずは制度を変えることが大 2030年まであと8年、 しかしジェンダー問題は ま